

令和7年度町県民税課税に係る確定申告データ等取込漏れについて

去る令和7年6月6日、税務課において、令和7年度町県民税課税に係る確定申告データ等の取込漏れがあることが判明いたしました。

今後につきましては、二度とこのような事態を生じることが無いよう、業務の改善や綱紀粛正の徹底に努めてまいります。

【概要】

①令和6年所得に係る確定申告のデータのうち、税務署・軽井沢町において紙ベースで確定申告を行った方のデータについて、システムの設定にミスがあり、町民税課税システムにデータが取り込まれずに令和7年度町民税の当初課税処理を行い控除等が反映されないまま6月5日に納税通知書の発送をしてしまった。翌日の6月6日に町民から確定申告が反映されていないとのお問い合わせがあり、データを確認したところ紙ベースでの申告書のデータが取り込まれずにいたことが判明した。件数は1,159件。このうち税額変更のあった件数は500件。

②給与支払報告書について外部委託にてパンチングを行った一部のデータの取込み漏れがあり、特別徴収義務者へ回送されていなかったため、給与から第1期目の町県民税控除がされず2期目以降、控除分が増額される恐れがあった。件数は1,177件。

【原因】

業務マニュアルがあったものの、参照をしなかったために税務署のデータ連携が開始される前に必要なシステムの初期設定を忘失してしましたこと及び給与報告書の外部パンチングデータの管理ができず、取込みが一部漏れしまった。両作業においては、処理前のデータ件数と事後の処理件数も確認していなかった。

【今後の対応】

- ・①については、お詫び文を同封のうえ、更正後の納税通知書を6月17日に発送。
- ・②については対応済。
- ・他の業務も含め、マニュアル参照を徹底するとともに、処理前データ件数、処理後件数を複数人でチェックを行い記録を残すとともに、前年データ件数との比較を行うなど、取込み異常が無いかの確認を複合的に行い再発防止に努める。

住民の皆さまにご心配とご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。引き続き、信頼される行政運営に努めてまいります。

本件に関する問い合わせ先

○軽井沢町税務課町民税係

電話：0267-45-8514

メールアドレス：chominzei@town.karuizawa.nagano.jp